

本社および柏崎刈羽原子力発電所における
核物質防護に関わる原子力規制委員会の暫定評価結果の受領について

2026年2月24日
東京電力ホールディングス株式会社

本日の原子力規制委員会において、継続案件となっていた「核物質防護秘密の管理の手順から外れた取扱い（当社社員による核物質防護秘密文書を定められた手順を取らずに複製・持ち出しした不適合案件）」について報告されました。

本事案について、同委員会における審議の結果、安全上の重要度「白」^{※1}、違反の深刻度レベル「SL Ⅲ」^{※2}と暫定評価され、その通知を原子力規制庁より受領しました。（詳細概要については別紙参照）

なお、本件については核物質防護上の脆弱性は解消しており、再発防止策を固めております。

当社としては、過去の不適切事案を踏まえ、改善を進める中で、本件が発生したことを重く受け止め、さらなる核物質防護の品質の維持・向上を目指し、一過性の改善にならないよう取り組むとともに、説明を尽くしてまいります。

※1 安全上の重要度「白」

「安全上の重要度」は、原子力施設の安全確保に対する劣化の程度により「赤」「黄」「白」「緑」の順に区分される。重要度「白」は、安全確保の機能または性能への影響があり、安全裕度の低下は小さいものの、規制関与の下で改善を図るべきものに適用される

※2 違反の深刻度レベル「SL Ⅲ」（SL: Severity Level）

「違反の深刻度レベル」は、違反の深刻度に応じて「SL Ⅰ」「SL Ⅱ」「SL Ⅲ」「SL Ⅳ」の順に区分される。深刻度「SL Ⅲ」は、原子力安全上または核物質防護上、一定の影響を有する事態をもたらしたものの、またはそうした事態になり得たものに適用される。

[別紙：当社社員による核物質防護秘密文書を定められた手順を取らずに複製・持ち出した不適合案件（概要）](#)

以上